

## 最上町農業委員会第7回総会議事録

日 時 令和2年12月25日(金)午後10時00分～  
場 所 最上町役場3階 大会議室  
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名委員の指定について  
日程第3 議案

### 1. 出席委員(9名)

1番 渡邊紀栄	2番 山口昌子	3番 伊藤誠
4番 藤畑智	5番 二戸孝一	6番 五十嵐一春
7番 渡部浩栄	8番 小林吉雄	11番 奥山勝明

### 2. 欠席委員(3名)

9番 中島日出夫      10番 庄司千賀夫      12番 後藤一男

### 3. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘      庶務係長 後藤卓哉

### 4. 会議に付議した事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

議案第1号 非農地証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 最上町農用地利用集積計画について

事務局長：本日は足元の悪い中、最上町農業委員会第7回総会に出席いただきありがとうございます。さて、総会を始める前に、本日、後藤会長が欠席となっております。

総会の議長につきましては、最上町農業委員会会議規則第15条の規定により、会長に事故ある時は事前に互選した職務代理者が代理を務めることとなっておりますので、奥山職務代理よろしく申し上げます。

## 【開 会】

議 長： ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第7回総会を開会いたします。  
本日は9番委員、10番委員、12番委員が欠席しておりますが、定足数に達  
しておりますので本総会は成立いたします。

## 【会期の決定】

議 長： 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。  
会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしま  
した。

## 【議事録署名委員の指名】

議 長： 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録  
署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。それでは、1番委員、3番委員両名をお願いい  
たします。それでは、日程第3、議事に入ります。

## 【議 事】

議 長： 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局  
の説明をお願いいたします。

事 務 局： 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明い  
たします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理し  
たものである。令和2年12月25日提出。  
(報告第1号 朗読説明2件)

議 長： ただいま事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定に  
よる通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。  
次に、議案第1号「非農地証明願について」事務局より説明をお願い  
いたします。

事 務 局： 議案第1号「非農地証明願について」下記のとおり、非農地証明願の提

出があったので、「農地法の運用について」（平成21年12月11日21経  
営代4530号農振第1598号）に基づき、当該証明書の交付について意見の  
決定をしようとするものである。令和2年12月25日提出  
（議案第1号 朗読説明1件）

議 長 : ただ今、事務局より説明がありました。これについては調査員報告がご  
ざいます。

11番委員 : こちらの農地を確認したところ、ただ今事務局より説明があったとおりで  
ありました。非農地として特に問題はないと思われます。

議 長 : 議案第1号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。  
ないようでしたら、議案第1号について、採決いたします。賛成の方は挙  
手をお願いいたします。

（全員挙手）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局  
の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3  
条の規定による許可申請の提出が下記のとおりあったので、同条第1項の  
規定により可否を決定しようとするものである。令和2年12月25日提出  
（議案第2号 朗読説明5件）

議 長 : 議案第2号について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。  
ないようでしたら、議案第2号について、採決いたします。賛成の方は挙  
手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されまし  
た。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事  
務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5  
条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行  
規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするも  
のである。令和2年12月25日提出

（議案第3号について朗読説明1件）

議 長 : 議案第 3 号について審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。無いようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第 3 号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。引き続き、議案第 4 号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます。

事 務 局 : 議案第 3 号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同条第 18 条第 1 項の規定により意見の決定をしようとするものである。  
令和 2 年 12 月 25 日提出。

(議案第 4 号 朗読説明 10 件)

議 長 : ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第 3 号について、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認されました。

## 【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。  
よって、令和 2 年度最上町農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。